

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい
会員（正会員を除く）に関する規程

規程第 2 号

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、「団体」という。）定款第 6 条の規定に基づき、団体の会員（正会員を除く）の入会等の基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 章 サポーター会員

（種別）

第 2 条 定款第 6 条第 1 項の規定により、団体の目的に賛同し、活動に協力するために入会した個人及び団体として、サポーター会員を定める。なお、賛助会員は、サポーター会員と読み替える。

（総会の表決権）

第 3 条 サポーター会員は、総会の表決権はなしとする。

（会員の特典）

第 4 条 サポーター会員は、別段の特典を定めない。

（入会）

第 5 条 サポーター会員の入会の意思を示し、次条に定める会費の納入並びに氏名又は名称及び住所の告知をもって、入会とする。

（入会金及び会費）

第 6 条 入会金は、なしとする。

2 会費は、次に掲げる額とする。

個人 5,000 円以上（一口 5,000 円で一口以上）

団体 5,000 円以上（一口 5,000 円で一口以上）

3 年度途中の入会であっても、年額の会費を納入する。

(退会)

第7条 前条に定める会費が前回の納入より1年6か月を超えて会費の納入が確認できない場合、退会したものとみなす。

第8条 削除

第3章 もやい結びの会会員

(種別)

第9条 定款第6条第1項の規定により、団体の目的に賛同し、活動に協力するとともに、定款第5条第3項のサービスを積極的に継続して利用するために入会した個人として、もやい結びの会会員を定める。

(総会の表決権)

第10条 もやい結びの会会員は、総会の表決権はなしとする。

(入会)

第11条 もやい結びの会会員の入会の意思を示し、次条に定める会費の納入並びに氏名又は名称及び住所の告知をもって、入会とする。

(入会金及び会費)

第12条 入会金は、なしとする。

2 年会費として、1,200円とする。

3 年度途中の入会であっても、年額の会費を納入する。

第13条 削除

第4章 補足

(委任)

第14条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 20 日から施行する。